



# 知的財産侵害物品の取締りを強化します

期間：令和6年2月7日(水)～2月22日(木)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する取締りを強化します。  
また、知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。

**模倣品の水際取締り強化!**

令和4年(2022年)10月1日施行

個人使用ならいいんですが...

患子に勧められて、買っただけなんですけど...

本物だと思っ、買ったのに...

せいかくハイテ、お小遣いを貯めて買ったのに...

個人で使用する場合であっても、海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害するものは、輸入できません!!)

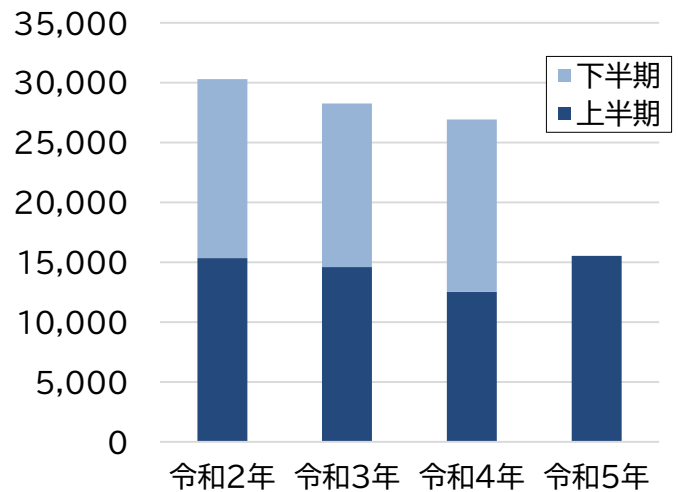
FAKE ZERO PROJECT  
China Customs Japan Customs Korea Customs

令和4年10月に税関における知的財産侵害物品の水際取締りが強化されました。



密輸情報提供サイトもご利用できます。  
<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移(件数)



令和5年上半期の輸入差止件数は3年ぶりに1万5千件を超えています。

## 【連絡先窓口】

神戸税関業務部知的財産調査官  
(平日8:30～17:00)

**078-333-3156**

密輸ダイヤル(24時間受付)

**0120-461-961**

(フリーダイヤル)